

ID: 832

担当部署: 都市建設課

<b>処分の概要</b>	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地区画整理法 第117条の2第4項		
<b>法令番号</b>	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第117条の2第4項の規定による。  (住宅先行建設区における住宅の建設)</p> <p>第117条の2</p> <p>4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日